

1/14 旗

福井地裁 高浜原発異議審が終結 住民側「全力尽くした」

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の再稼働差し止め仮処分決定（4月）

を不服として同社が行った異議申し立てに對する第4回審尋が13日、福井地裁（林潤裁

判長）で開かれ、審理を終結しました。住民側は、原発の地震動想定が過小評価となりうる現在の手法や、設計上安全を軽視した「安全余裕」について、考え方の誤りを指摘しました。また、関電が十分反論していない争点として、1万年に1回以下の頻度でしか観測されないとされる「基準地震動」を超える地震動が、10年間に4回も起きているのはなぜか、など3点を指摘しました。住民側は審尋後の会見で、「全力を尽くして主張と立証を行った」とのべました。同時並行で行われてきた関電大飯原発3、4号機（同県おおい町）の再稼働差し止め仮処分の審尋も終結しました。高浜3、4号機は差し止め仮処分決定により、法律上は再稼働できない状態になっています。